

「公の施設の使用料算定基準（案）」及び「減免基準に関する基本的な考え方（案）」意見募集結果

1 目的

公の施設の使用料算定は、「受益者負担の原則」に基づき、「適正な負担」とは何かという視点で、明確で統一的な基準を設ける必要があります。この統一的な基準としての「公の施設使用料の算定基準（案）」と「使用料減免基準に関する基本的な考え方（案）」を作成しました。この案について、広く市民の方から意見を求め、見直しの参考とするため、パブリックコメントを実施しました。

2 実施期間

平成24年9月10日（月）～10月9日（火）

3 意見の提出状況

意見提出者 1名
意見提出件数 9件

4 提出された意見と市の考え方

ご意見①（公の施設使用料の算定基準（案））

該当箇所	算定する費用について
意見内容	人にかかる費用で、交流センターの場合、ほとんどの施設が連絡所を兼ねているので、就労に対する対価の割合はどのように考えていますか。交流センター業務だけなら正規職員は必要ないと思いますのでお尋ねします。
意見に対する市の考え方	ご指摘のとおり、交流センターの場合、連絡所が併設されており、連絡所長は同時に交流センターの長でもあります。したがって、職員はセンター長としても業務を行うこととなります。交流センターにおける人件費の算出にあたっては、連絡所業務を含めた全体の業務のうち、交流センター業務に占める割合に応じて、算出することとしています。

ご意見②（公の施設使用料の算定基準（案））

該当箇所	算定する費用について
意見内容	物にかかる費用で、土地が有償借地の場合、基準額に算定するかどうか。
意見に対する市の考え方	土地については、他の有形固定資産のように、原価を将来に渡って費用配分するという減価償却の考え方を持っていません。また、年数の経過により資産の価額が減少するものではなく、施設が廃止された後も市民全体の資産として残るため、原価として

	算定することは適切ではないと判断されます。したがって、当該土地が有償借地であるかどうかに関わらず基準額には算定しないものとします。
--	---

ご意見③（公の施設使用料の算定基準（案））

該当箇所	算定する費用について
意見内容	物にかかる費用で、施設の重要性等で維持管理費や減価償却費にかなり差があると思いますが、施設ごとに、使用料を決定するのか。または同様な施設は平均とするのか。 （例：前平公園のテニスコートと東総合のテニスコート、三和の交流センターと他の交流センター）
意見に対する市の考え方	今回の算定基準においては、算定する費用として行政コスト計算書により算出した数値を用いて使用料の算定を行います。 例としてあげている、テニスコートについては、前平公園のテニスコートと東総合のテニスコートそれぞれ個別に算出するのではなく、テニスコート全体で費用を算出します。 また、交流センターについては、山之上や三和のように最近、建設されたものから、他の交流センターのように建築年数が相当経過しているセンターもあります。 交流センターについては、地域住民の活動拠点施設となることから、地域間で使用料の格差が生じないように、各施設個別で使用料を算定するのではなく、全ての交流センターの維持管理費用を合算して使用料を算定するものとします。

ご意見④（公の施設使用料の算定基準（案））

該当箇所	負担割合について
意見内容	公の施設利用者は、市民とは限らず、市民以外の方が使用します。受益者負担の原則からすると納税者ではないので、明確な基準が必要だと思いますが、その場合の取り扱いについて、お尋ねします。
意見に対する市の考え方	公の施設は、住民の福祉を増進する目的のための施設であり、住民が公の施設を利用することについては、不当な差別的取扱いをしてはならないと地方自治法では規定しています。 ご指摘のとおり、市民とは限らず、市民以外の方が使用する場合もあるかと思いますが、今回の使用料の算定にあたっては、施設の性質に応じ、その施設ごとに利用者が負担する割合と公費（税金）の負担割合を設定することとし、それに応じた使用料を算定しているため、市民、市民以外という区分では基準は設けていませんので、ご理解いただくようお願いいたします。

ご意見⑤（使用料の減免基準に関する基本的な考え方（案））

該当箇所	使用料減免における判断基準
意見内容	使用料減免における判断基準は、次ページ以降の「免除（減額率100%）とする場合」等と混乱するので削除したらどうでしょうか。
意見に対する市の考え方	この基準は、減免に係る減額率の設定や減額、免除を行うにあたっての判断、附属設備等の使用料の減免の取り扱いなどについて示したものであります。一方、「免除（減額率100%）とする場合」以降に記載された内容については、この判断基準に基づき、具体的な事例として示したものでありますので、ご理解いただくようお願いいたします。

ご意見⑥（使用料の減免基準に関する基本的な考え方（案））

該当箇所	減額しない団体等
意見内容	農業協同組合、商工会議所（商工会）、青年会議所、NPO法人などの団体・・・の項目は、敢えてここに記入することはいかなものか。このような各種団体が、市の施策に合った事業を展開することが多いのではないのでしょうか。
意見に対する市の考え方	農業協同組合をはじめ、商工会議所などの団体については、これまで公共的団体として、全て使用料を免除してきました。今後は、施設の使用目的に応じ、基本方針及び判断基準に基づいて適切な判断を行った上で使用料の減免を行いますので、ご理解いただくようお願いいたします。

ご意見⑦（使用料の減免基準に関する基本的な考え方（案））

該当箇所	減額しない団体等
意見内容	指定管理者制度を導入する施設における減免の取扱いは、原則この基準を反映することになるが、指定管理者制度の主旨からすると、民間の柔軟な管理運営を反映することによる活性化を望んでいるから、この基準に照らし市と協議するに留めたらどうでしょうか。
意見に対する市の考え方	管理運営において民間の柔軟な考え方を取り入れる指定管理者制度を導入する施設においても、使用料の算定にあたっては、算定基準を反映した管理基準を定めるものとしています。したがって、使用料の減免基準についても、この基本的な考え方を反映した減免基準を定めることが適切であると考えます。

ご意見⑧（使用料の減免基準に関する基本的な考え方（案））

該当箇所	減額しない団体等
意見内容	「使用料の減免基準に関する基本的な考え方（案）」に、明記されていないが、身体・知的・精神障害者による福祉団体やその保護者団体の利用、また障害者個人の利用、生活保護者、母子（父子）家庭の個人利用等の減免の取り扱いについてお聞きしたい。
意見に対する市の考え方	地方自治法第225条の規定により、普通地方公共団体は、公の施設の利用につき使用料を徴収することができることされており、その使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理費又は減価償却費に充てられるべきと考えられます。ご指摘の身体・知的・精神障がい者による福祉団体やその保護者団体等の利用については、施設の設置目的に沿った利用の場合に減免を適用することになりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

ご意見⑨（使用料の減免基準に関する基本的な考え方（案））

該当箇所	減額しない団体等
意見内容	今回のパブリックコメントは、今後のスケジュールについて明記されていない。いつ条例化するのか、いつから施行するのか不明である。意見をただ聞くのではなく今後の計画を明記して下さい。なお、大きく関与する団体等には、場合により協議する必要があるのでここは時間をかけてやってはどうでしょうか。
意見に対する市の考え方	これまで大半の施設の使用料については、近隣の自治体などの使用料を参考にしながら算定したと考えられます。今回、示した使用料の算定基準、減免に対する基本的な考え方については、施設の維持管理費いわゆるコストに着目し、そのコストに応じて受益者負担の原則に基づき使用料を算定するものであります。これにより算定された使用料は、施設の利用者、また施設を利用していない住民双方に説明でき納得できるものといえます。今後、減免適用に関する周知期間も含め、来年度中旬以降から新たに算定された使用料が適用できるよう条例改正等の準備を進めていきますので、ご理解いただくようお願いいたします。